

産業廃棄物処理計画書

令和 6年 6月 25日

静岡県知事 鈴木 康友 殿

提出者

住所 静岡県伊豆の国市三福386-1番地

氏名 土屋建設株式会社

代表取締役 土屋 昭

電話番号 0558-76-1288

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

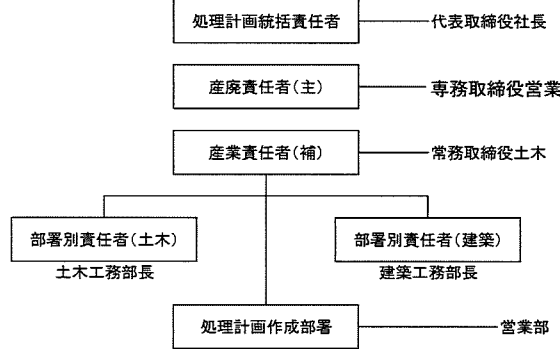
事業場の名称	土屋建設株式会社
事業場の所在地	静岡県伊豆の国市三福386-1番地
計画期間	令和 6年4月1日～令和 7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	建設業
② 事業の規模	完成工事高 30億円/年
③ 従業員数	65名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別添フローシート参照

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(令和5年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) 廃棄物処理責任者(現場代理人)が、各現場ごとに「建設廃棄物処理計画書」を作成する		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 各現場において、廃棄物の種類ごとに分別・処理することにより、廃棄物の『減量化』を図る		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 種類：木くず、紙くず、繊維くず、廃プラスチック類、ガラスくず、陶磁器くず、建設廃材(コンクリート、アスファルト、瓦) 取組：発注者と協議しながら、廃棄物発生抑制の為の設計工法を求める
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 種類：木くず、紙くず、繊維くず、廃プラスチック類、ガラスくず、陶磁器くず 取組：各現場で産廃BOXの分別化 種類：建設廃材(コンクリート、アスファルト、瓦) 取組：中間処理によるリサイクル

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度(令和5年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 廃棄物処理責任者(現場代理人)が、各現場ごとに「建設廃棄物再生利用促進計画書」を作成する		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 各現場において、廃棄物の種類ごとに分別・処理することにより、廃棄物の『再生利用の促進』を図る		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度(令和5年度)実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度(令和5年度)実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度(令和5年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組) 優良認定事業者及び再利用業者へ委託			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物処理計画書 別添資料

産廃の種類	産業廃棄物の排出の抑制		自ら行う産業廃棄物の再生利用		自ら行う産業廃棄物の中間処理		自ら行う産業廃棄物の埋立処分・海洋投入処分		産業廃棄物の処理の委託									
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状			計画						
									全処理委託量	優良認定処理業者への委託量	再生利用業者への委託量	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への委託量	全処理委託量	優良認定処理業者への委託量	再生利用業者への委託量	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への委託量		
がれき類	コンクリート破片	3338.07	3000.00	3208.05	2500.00	0.00	0.00	0.00	130.02	18.94	111.08	0.00	0.00	500.00	50.00	450.00	0.00	0.00
	7スラブト コンクリート破片	4361.89	4500.00	3316.25	3500.00	0.00	0.00	0.00	1045.64	0.00	1045.64	0.00	0.00	1000.00	100.00	900.00	0.00	0.00
木くず	小計	7699.96	7500.00	6524.30	6000.00	0.00	0.00	0.00	1175.66	18.94	1156.72	0.00	0.00	1500.00	150.00	1350.00	0.00	0.00
		1643.94	1200.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1643.94	29.70	1614.24	0.00	0.00	1200.00	200.00	1000.00	0.00	0.00
コンクリートくず	コンクリートくず	34.60	10.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	34.60	0.00	34.60	0.00	0.00	10.00	10.00	0.00	0.00	0.00
	石膏ボード	1.80	5.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.80	1.80	0.00	0.00	0.00	5.00	5.00	0.00	0.00	0.00
	ガラスくず 及び 陶磁器くず	0.00	1.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.00	1.00	0.00	0.00	0.00
	陶磁器くず	0.00	1.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.00	1.00	0.00	0.00	0.00
建設混合廃棄物	小計	36.40	17.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	36.40	1.80	34.60	0.00	0.00	17.00	17.00	0.00	0.00	0.00
		78.05	80.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	112.65	78.05	34.60	0.00	0.00	80.00	80.00	0.00	0.00	0.00
腐ワスタチヤク類	腐ワスタチヤク類	21.44	20.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	21.44	18.99	2.45	0.00	0.00	20.00	20.00	0.00	0.00	0.00
	金属くず	1.21	5.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.21	0.00	1.21	0.00	0.00	5.00	5.00	0.00	0.00	0.00
紙くず	紙くず	0.00	1.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.00	1.00	0.00	0.00	0.00
	汚泥	72.37	80.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	72.37	0.00	72.37	0.00	0.00	80.00	0.00	80.00	0.00	0.00
石綿含有産業廃棄物	石綿含有産業廃棄物	0.00	1.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.00	1.00	0.00	0.00	0.00
	繊維くず	0.00	2.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	2.00	2.00	0.00	0.00	0.00
廃電気機械器具	廃電気機械器具	0.00	0.10	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.10	0.10	0.00	0.00	0.00
	燃えやすい廃油	0.00	0.10	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.10	0.10	0.00	0.00	0.00
廃油	廃油	0.00	0.10	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.10	0.10	0.00	0.00	0.00
	廃アルカリ	0.00	0.10	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.10	0.10	0.00	0.00	0.00
ph12.5以上の廃アルカリ	ph12.5以上の廃アルカリ	0.000	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.000	0.000	0.00	0.00	0.00	0.01	0.01	0.00	0.00	0.00
	計	9553.37	8906.41	6524.30	6000.00	0.00	0.00	0.00	3063.67	147.48	2916.19	0.00	0.00	2906.41	476.41	2430.00	0.00	0.00

図.1 フローシート

